

監査結果(定期監査・行政 監査)に基づく措置通知

(平成26年10月31日)

T-CAS

監査結果(定期監査・行政監査)に基づき、措置を講じた旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成26年10月31日

高松市監査委員

吉田 正己(よしだ まさみ)

山下 稔(やましたみのる)

香川 洋二(かがわ ようじ)

十川 信孝(そごう のぶたか)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧】

措置を講じた旨の通知があったもの

H26.10.31

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
No.1	H24	H25.3.29	第9号	指摘	発注簿等に係る事務処理を適正にすべきもの	P2	市民政策局	地域政策課 (交通安全対策室)	H26.9.19
No.2				指摘	見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの	P3			
No.3	H25	H25.8.20	第20号	指摘	随意契約に係る執行伺決裁を適正にすべきもの	P2	教育局	生涯学習課	H26.9.19

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月19日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	発注簿等に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	発注簿等に係る事務処理については、発注簿等財務処理要領の規定に基づき適正に行わなければならないが、交通教室用参考図書購入に係る発注簿については、記載事項に不備や誤りがあるものが見受けられたので、今後は、同要領の規定により、発注簿等に係る事務処理を適正に行われたい。		
公表文該当 ペ ー ジ	2ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課（交通安全対策室）
措 置 結 果	交通教室用参考図書購入に係る発注簿の記載事項の不備や誤りについては、平成24年度から、発注日や兼命令処理日等を適正に記載している。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象局	平成24年度／市民政策局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第9号	告 示 日	平成25年3月29日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月19日
指摘・意見 の 項 目	見積徴取伺決裁に係る事務処理を適正にすべきもの		
内 容	<p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長、会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札又は随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示されているが、第32回高松市交通安全高齢者自転車大会参加者啓発資材の購入に伴う見積徴取伺決裁では、履行保証に関して従前の表記となっているので、今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正な表記を行われたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	3ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/329.pdf		

指摘又は意見に対する措置	
所 管 課 等	市民政策局 地域政策課（交通安全対策室）
措 置 結 果	高松市交通安全高齢者自転車大会参加者啓発資材の購入については、平成24年度から契約監理課へ契約依頼を行っており、適正に事務処理されている。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象局	平成25年度／教育局		
指 摘 又 は 意 見			
告 示 番 号	高松市監査委員告示第20号	告 示 日	平成25年8月20日
区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年9月19日
指 摘 ・ 意 見 の 項 目	随意契約に係る執行伺決裁を適正にすべきもの		
内 容	<p>平成23年2月28日付け高契号外財務部長・会計管理者通知「執行伺、契約事務等の取扱いについて（通知）」により、指名競争入札又は随意契約に係る執行伺・指名通知等における履行保証についての規定例が示され、予定金額が500万円未満で契約保証金又は連帯保証人がいずれも不要の場合は、履行保証としてその旨を表記するとともに、高松市契約規則第24条各号を適用した契約保証金免除の根拠規定の記載が必要とされているが、生涯学習課の平成24年度高松市立公民館機械警備業務委託に伴う見積徴取伺決裁では、履行保証としてその旨が表記されているものの契約保証金免除の根拠規定の記載がないものとなっているので今後、同種の伺決裁を起案する場合には、適正に表記されたい。</p>		
公表文該当 ペ ー ジ	2ページ		
公表文への リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/820.pdf		

指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置	
所 管 課 等	教育局 生涯学習課
措 置 結 果	<p>予定金額が500万円未満の随意契約に係る執行伺については、平成25年10月以降、契約保証金が不要であり、連帯保証人についても不要となる場合は、履行保証としてその旨を表記するとともに、高松市契約規則第24条の各号を適用した契約保証金免除の根拠規定を記載するよう改めている。</p>